

# 講習予備検査の導入等

～平成21年6月1日施行～

## 高齢運転者対策の推進

免許を更新しようとする75歳以上の方に、高齢者講習の受講前に講習予備検査の受検が義務付けられました。

講習予備検査の結果に基づく高齢者講習を行い、高齢運転者の皆さんの安全運転を支援します。

高齢者講習の受講期間が延長されました。

更新期間満了日の前「3ヶ月以内」「**6ヶ月以内**」

## 講習予備検査で

今の年、月、日、曜日、時間をお聞きします。  
絵を見た後、どんな絵があったかをお聞きします。  
時刻を言うので、その時刻の時計の絵を描きます。

注：検査は、あくまでも判断力・記憶力の状態を判断するための目安に過ぎません。

## 検査の結果を使ってわかりやすい講習を行います。

高齢者講習では、車を運転して指導員から助言を受けますが、検査結果を踏まえて、判断力・記憶力が少し低くなっている方 苦手な部分を繰り返し練習して頂きます。  
判断力・記憶力が低くなっている方 安全な運転が難しい部分を理解して頂きます。

## 講習予備検査に関するQ & A

Q1 講習予備検査はいつから始まるのですか。

A1 講習予備検査は平成21年6月1日から始まっていますが、検査を受けるのは、更新期間満了日(免許証の「平成 年 月 日まで有効」と書いてある部分)が平成21年12月1日以降で、その時の年齢が75歳以上の方となります。

Q2 講習予備検査で、判断力・記憶力が低くなっているとされた場合、免許証が更新できなくなったり、免許を取り消されたりされるのですか。

A2 講習予備検査で判断力・記憶力が低くなっているとされても、免許証の更新をすることはできますし、ただちに免許が取り消されるわけではありません。  
ただし、一定の期間に信号無視や一時不停止など一定の交通違反がある場合には、警察から連絡があり、専門医の診断を受けることとなり、認知症であると診断された場合は、免許が取り消されます。